

宮津市公報

平成21年6月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目 次

条 例

- 13 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例 1
14 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 1

規 則

- 12 宮津市育英資金貸付基金の管理並びに運用規則の一部を改正する規則 1
13 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 86 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 2
87 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 2
88 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 3
89 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 3
90 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 3
91 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 4
92 宮津市老人ホーム入所判定委員会設置要綱の一部を改正する要綱 4
93 宮津市議会臨時会の招集 4
94 宮津市議会定例会の招集 5
95 宮津市議会臨時会における付議事件の追加 5
96 自治功労者の表彰 5

教 育 委 員 会

《規 則》

- 2 宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 5

《告 示》

- 12 宮津市教育委員会定例会の招集 6

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 7 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 6

農 業 委 員 会

《告 示》

- 5 宮津市農業委員会総会の招集 7

条 例

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年5月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第13号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 8 平成21年6月に支給する市長等の期末手当に関する第5条の規定の適用については、同条中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年5月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第14号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

- 8 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、第20条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第21条第2項第1号中「100分の72.5」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

宮津市育英資金貸付基金の管理並びに運用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月15日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第12号

宮津市育英資金貸付基金の管理並びに運用規則の一部を改正する規則

宮津市育英資金貸付基金の管理並びに運用規則（昭和39年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「在学する学校長を経て本人に貸し付け、領収書を徴する」を「本人に貸し付ける」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第13号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第13条及び第13条の2の規定の適用については、第13条第1号中「100分の86以上100分の145以下」とあるのは「100分の83.5以上100分の140以下」と、同条第2号中「100分の78.5以上100分の86未満」とあるのは「100分の76以上100分の83.5未満」と、同条第3号中「100分の72.5」とあるのは「100分の70」と、同条第4号中「100分の72.5未満」とあるのは「100分の70未満」と、第13条の2第1号中「100分の35超」とあるのは「100分の30超」と、同条第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、同条第3号中「100分の35未満」とあるのは「100分の30未満」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 獅子自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 吉岡政典
- 3 変更年月日 平成21年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成21年5月8日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年9月27日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 大久保自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 中西毅
- 3 変更年月日 平成21年4月19日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成21年5月8日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年5月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 岸田正憲
- 3 変更年月日 平成21年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成21年5月8日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 金屋谷自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
(1) 事務所の所在地
宮津市字金屋谷657番地の4
(2) 代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 千原良和
- 3 変更年月日 平成21年4月19日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成21年5月8日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 吉岡政典
- 3 変更年月日 平成21年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成21年5月8日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第91号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により告示する。

平成21年5月12日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 ポリオ
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 医師が接種することが不適当な状態にあると判断した者
- 4 接種回数 41日以上あけて2回経口接種
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

| 接種期日 |
|----------------|
| 平成21年5月22日（金） |
| 平成21年7月21日（火） |
| 平成21年10月16日（金） |
| 平成21年12月17日（木） |
| 平成22年3月16日（火） |

- 7 予防接種を行う場所 宮津市保健センター

* * *

宮津市告示第92号

宮津市老人ホーム入所判定委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成21年5月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市老人ホーム入所判定委員会設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市老人ホーム入所判定委員会設置要綱（平成6年告示第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第5号中「宮津市福祉事務所老人福祉所管副室長」を「宮津市健康福祉室長」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第93号

平成21年第2回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年5月22日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期 日 平成21年5月29日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市市税条例等の一部を改正する条例）
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度宮津市一般会計補正予算（第8号））

- (4) 平成21年度宮津市土地建物造成事業特別会計補正予算(第1号)
- (5) 平成21年度宮津市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)

* * *

宮津市告示第94号

平成21年第3回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年5月25日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期日 平成21年6月1日
- 2 場所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第95号

平成21年5月22日付け宮津市告示第94号で召集した第2回宮津市議会臨時会について、付議事件に次の2件を追加する。

平成21年5月28日

宮津市長 井上正嗣

- 1 追加する付議事件
 - (6) 1宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
 - (7) 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正について

* * *

宮津市告示第96号

宮津市表彰条例(昭和33年条例第2号)第1条の規定により自治功労者として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

平成21年6月1日

宮津市長 井上正嗣

| 自治功労者 | 功績 |
|--------|------------|
| 宇都宮 和子 | 市議会議員 |
| 尾関 孝典 | 農業委員会委員 |
| 小田 彰彦 | 市議会議員 |
| 金下 桂三 | 学校歯科医 |
| 亀田 哲也 | 学校歯科医 |
| 白敷 淑 | 学校薬剤師 |
| 中西 晴子 | 公平委員会委員 |
| 林 信昌 | 学校医 |
| 宮崎 卓 | 文化財保護審議会委員 |
| 山岸 理喜 | 学校薬剤師 |

教育委員会

《規則》

宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月1日

宮津市教育委員会
委員長 上羽 堅 一

宮津市教育委員会規則第2号

宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和63年教委規則第1号)の一部を次

のように改正する。

第12条を第12条の4とし、第5章中同条の前に次の3条を加える。

(職員)

第12条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、学校に、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師、学校栄養職員
その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を置かない
ことができる。

4 第1項及び第2項に規定する職員の職について必要な事項は、次条及び第12条の3並びに
法令に定めるもののほか、宮津市立小学校及び中学校の事務職員の職の設置に関する規則
(平成2年教委規則第3号)に定めるところによる。

(主幹教諭)

第12条の2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児
童生徒の教育をつかさどる。

2 前項の規定にかかわらず、学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び教頭
を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の養護又は栄養の指導及び管理を
つかさどる主幹教諭を置くことができる。

(指導教諭)

第12条の3 指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、
教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第13条第2項中「当該学校の教諭」を「当該学校の指導教諭及び教諭」に改め、同条に次の
1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、主任の分任する校務を処理する主幹教諭を置くときは、当該
校務を処理する主任を置かないことができる。

第13条の2第3項中「教諭の中から」を「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさ
どる主幹教諭を除く。)指導教諭及び教諭の中から」に改める。

別表中「第12条関係」を「第12条の4関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

《告 示》

宮津市教育委員会告示第12号

平成21年第7回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成21年5月11日

宮津市教育委員会
委員長 上 羽 堅 一

1 日 時 平成21年5月26日(火)午前10時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏
名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に
登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条

第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月30日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

- 1 縦覧の期間 平成21年6月3日から6月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成21年5月7日

宮津市農業委員会

会長 森川耕一郎

- 1 日時 平成21年5月14日(木) 午前9時30分
- 2 場所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議題
議第12号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
議第13号 農地法第5条の許可申請に係る意見について